

京都市総合教育センター条例の一部を改正する条例（平成17年3月25日京都市条例第11

1号）（総合教育センター研修課）

京都市総合教育センターの利用者の利便性の向上を図るため、同センターの情報資料室及び教材開発室の開所時間及び休所日を次のとおり変更することとしました。

区 分	改 正 前	改 正 後
開所時間	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで。ただし、土曜日は、午前9時から午後5時まで
休 所 日	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」といいます。）並びに1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	日曜日、休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

この条例は、平成17年4月1日から施行することとしました。

京都市総合教育センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第111号

京都市総合教育センター条例の一部を改正する条例

京都市総合教育センター条例の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(開所時間及び休所日)

第4条 センターの開所時間及び休所日は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

附則の次に別表として次の1表を加える。

別表(第4条関係)

区 分	開 所 時 間	休 所 日
情報資料室及び教材開発室以外の施設	午前9時から午後9時まで	日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)並びに1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
情報資料室及び教材開発室	午前9時から午後9時まで。ただし、土曜日は、午前9時から午後5時まで	日曜日、休日並びに1月2日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(総合教育センター研修課)